
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.161 2019/3/27

1 広域連携協議会の設置について

3月18日、厚生労働省は各大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

改正後の食品衛生法第21条の3第1項の規定により、厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を設けることができることとされており、また、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」が平成30年11月26日に公布され、改正後の食品衛生法施行規則第21条の規定により、広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設けることとされている。

この規定に基づき、今般、北海道広域連携協議会、東北広域連携協議会等7つの設置規程をもって、厚生労働大臣が地方厚生局の管轄区域ごとに広域連携協議会を設けたことを知らせたものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000489925.pdf>

2 野生鳥獣肉の衛生管理等に関する実態調査の結果について

3月22日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名都道府県等衛生主管部(局)長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

野生鳥獣肉の衛生管理等に関する実態調査については、平成30年10月3日付け薬生食監発1003第1号により御協力をお願いしたところですが、調査結果を別添のとおり取りまとめたので、お知らせする。

調査の結果、項目によっては、ガイドラインの遵守状況が十分ではないことが確認されたため、引き続き、ガイドラインの各項目の内容が実施されるよう関係事業者の指導について特段の対応をお願いする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000491542.pdf>

3 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」(小規模なハム・ソーセージ・ベーコン製造事業者向け)の公表について

3月25日、厚生労働省は標記手引書をHPに掲載した。作成団体は、一般社団法人日本食肉加工協会及び日本ハム・ソーセージ工業協同組合である。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000492947.pdf>